

社会福祉法人萬松会役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萬松会（以下「法人」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）、及び評議員、評議員選任・解任委員又は各種委員会委員で非常勤のものが、法人用務のために会議等に出席する場合の報酬及び旅費等の支払いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の総額)

第2条 萬松会役員等の各年度報酬総額は500,000円とする。

- ① 理事会は230,000円以内とする
- ② 評議員会は200,000円以内とする
- ③ 評議員選任・解任委員会は30,000円以内とする
- ④ その他委員会は40,000円以内とする
- ⑤ ただし、各年度報酬総額を限度として流用は可能とする
- ⑥ 常勤の業務執行理事（施設長）は別に定める職員給与規程による

(報酬日額の基準)

第3条 法人の役員、評議員、評議員選任・解任委員、各種委員会委員の報酬の日額は、5,000円とする。

- 2 同じ日に同じ場所で法人の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、各種委員会が夫々開催された場合は、重複して出席した場合であっても前項の規定にかかわらず1回限りの日額を支給するものとする。
- 3 上記第1項に復興特別所得税を加算する。

(支給基準)

第4条 前項による報酬は、会議の都度現金にて支給するものとする。

(旅費)

第5条 第1条の規定による旅費支給額については、日額1,000円とする。

- 1 ただし、前項の規定にかかわらず袋井市以遠に居住する役員、評議員、評議員選任・解任委員、各種委員会委員については、会議旅費支給基準（別表1）により旅費を支給するものとする。
- 2 法人用務のため理事長決裁により出張する役員、評議員、評議員選任・解任委員、各種委員会委員に対する旅費は社会福祉法人萬松会旅費規程第4条及び第7条の規定を準用する。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める萬松会旅費規程による。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1)

会議旅費支給基準

区 分		旅費支給額
旅費 交通費	袋井市および袋井市の隣接市町村	1,000円
	浜松市、菊川市、御前崎市、島田市	公共交通機関の場合は実費支給 自家用車利用の場合は2,000円
	上記以遠の市町村	公共交通機関の場合は実費支給 自家用車利用の場合は3,000円

附 則

本規程は、平成18年3月27日から施行する。

本規程は、平成29年4月1日より施行する。